

# コロナと消費税から商売を守るう！

## 自肅要請するなら 損失補償とセットで

「税金や社会保険料が払えない」

「従業員の給与が払えない」

「資金繰りができなければ、廃業に」

「減収分、損失分を補助してほしい」

「10月に消費税が10%になって、売上が減ったところに、コロナが追い打ちをかけて、経営がピンチに」。多くの中小業者の経営が崖っぷちに立たされています。

民商（民主商工会）は全国で約17万人が加入している中小企業の団体です。仲間どうし集まって、経営とくらしを守る活動を創立以来60年間、続けています。

## 相談は民商へ

神奈川県内に21の民商があり、消費税やコロナから中小業者の経営とくらしを守る相談活動をおこなっています。1人で悩まず民商と相談し、経営とくらしを守りましょう。民商ごとの地域と連絡先は裏面をご覧ください。

### こんな声が寄せられています。

#### ●自転車修理販売業

中国からの部品が止まり、入荷の見通しが立たない。1年で1番自転車が売れる時期なので、本当に困っている。

#### ●飲食店

高齢者のバスツアーの団体客11人と28人の二つの団体がコロナの影響でキャンセルとなった。

#### ●石材店

消費税8%増税時の落ち込みで消費税を分納している。そこにコロナの影響で仕事を受注したが、中国から材料が入らず、収入の見通しが無い。資金繰りがピンチに。

#### ●介護事業所

デイサービスに家族の意向で「しばらく休ませたい」という話が出ている。1日1人が休むと1万円の収入減となる。小規模な事業所は数人が休むと経営が成り立たなくなり、心配している。

民商は中小業者の切実な要求を集め、政府や自治体などに制度の改善を働きかけています。



3月23日 経済産業省など6省庁と国会議員会館で交渉しました。

### 利用できます！政府の対応策

政府は緊急対策として中小企業・小規模事業者向けに以下のメニューを打ち出しています。

- ①日本政策金融公庫の特別貸付（無利子、据え置き期間5年）
- ②セーフティーネット保証4号・5号・危機関連保証
- ③雇用調整助成金の特例（助成率4/5）
- ④学校の臨時休校に伴う助成金
- ⑤既存融資の条件変更への柔軟対応
- ⑥税・社会保険料の猶予制度の活用
- ⑦リース機器の契約条件変更の柔軟化
- ⑧個人向け緊急小口資金（生活支援費 月20万円以内）

郵便はがき

料金受取人払郵便

神奈川局  
承認

4226

差出有効期間  
2021年3月24  
日まで  
(切手不要)

221-8790

神奈川県商工団体連合会  
行

横浜市神奈川区二ツ谷一丁目十一

キリトリ線

